

国立大学法人電気通信大学 中期計画

平成22年3月31日 文部科学大臣認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①アドミッションポリシーに基づく特色ある入学者選抜方法を開発する。
- ②学士課程では、幅広い教養と基礎学力に加え、実践力の育成に特徴を持たせた段階的なカリキュラムを編成する。1年次では導入教育やキャリア教育、2年次では専門基礎教育、3年次からはコース別の専門教育を充実する。教養教育は、1年次から4年次にわたって開講し、専門に偏らない広い視野を涵養する。
- ③実践力の育成を図るため、「ロボメカ工房」などによる体験教育、日本語や英語による表現力や発表力などを培うコミュニケーション教育、問題設定力や課題解決力を訓練するPBL (Project Based Learning)教育の充実を図るとともに、国内外でのインターンシップを実施する。
- ④大学院課程では、専門にのみ偏らない幅広い視野とリーダーシップ・マネジメント力などを涵養するため、「大学院教養科目」を開講するとともに、特色ある教育を実施するため、研究科や専攻にまたがる教育課程として「大学院特別プログラム」を実施する。
- ⑤アカデミア以外の分野で活躍する博士を養成するため、「戦略的大学連携支援事業」として展開している「スーパー連携大学院構想」の実現に向けた他大学や産業界等との連携を強化する。
- ⑥自己点検評価、学生による授業評価、卒業後の追跡調査等を実施し、教育の改善に反映させる。
- ⑦教育力の向上を図るため、FD活動の組織的展開を進める。
- ⑧個々の学生の学業の進捗状況を把握し、指導を充実する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①教員組織の一元化により、教育プログラムに即した柔軟な教員構成が可能な体制を構築する。
- ②入学者選抜、教育内容と方法、教育の実施等に関する全学推進体制を構築する。
- ③学生の自主学習、能動的学習のために、多目的学習室等の学習環境を整備する。
- ④図書館の電子化を推進し、その活用を促進するとともに、情報リテラシー教育を促進する。
- ⑤Webによるシラバスの閲覧など学習支援情報の提供や、自律的な学習やFD活動を支援するeラーニングの活用等の環境を整備・充実する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①学生の学習・生活・健康等の相談への確に対応するため、学生支援センターと健康管理センター及び助言教員との協力体制を強化するとともに、上級生による助言制度（学生メンター制度）を導入する。
- ②学生の経済的支援をはじめとする生活支援を充実させる。
- ③学生支援センターを中心とする就職支援を充実させるとともに、本学同窓会との就職支援活動の連携を促進する。
- ④学生の要望を取り入れながら、交流スペース・憩いの場の確保、福利厚生施設、

学内の緑化等、学生が充実した学生生活を送るための施設や設備を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①学内の研究組織（研究センター、研究ステーション、研究グループ、個人）を4つの研究カテゴリーに分け、それぞれのカテゴリーに沿った研究計画を立案し、研究活動を促進する。
- ②学術誌のみならず、Web等を通して研究成果を広く社会に広報する体制を充実させるとともに、研究者と民間企業等との連携を促進する体制を充実する。
- ③自己点検・評価及び外部評価を実施し、その結果を活かして、研究活動の活性化を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①教員組織の一元化により、研究領域の発展やその複雑化に柔軟かつ機動的に対応できる研究実施体制を構築する。
- ②教員の全学裁量ポストや学内競争的資金及び学内共用スペースを確保し、それらに基づく全学的な支援体制を充実し、有効活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ①公開講座等による生涯学習教育やリカレント教育、発明クラブや工作教室等による青少年に対する科学技術教育などを通して、地域社会に対する教育機会の提供を促進する。
- ②TL0 と連携・協力して企業等との共同研究、受託研究などを一層促進し、大学発ベンチャーなどの育成を支援する。また、自治体、産業商工団体、産学官連携組織等とも連携して、地域振興や人材育成に資する活動を促進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ①海外交流協定校等との連携を強化し、本学学生の国際性を涵養するための種々の国際教育プログラムを開発・実施する。また、短期留学生プログラム（JUSST）を促進する。
- ②海外交流協定校等とのシンポジウム、ワークショップ等を積極的に実施し、学術交流を促進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①経営協議会の意見及び監事、監査法人の監査結果を法人運営の改善に活用、反映させる。
- ②教員組織を一元化し、大学全体として教育研究活動の活性化に資するよう、常に教員配置の在り方を検証し、柔軟かつ機動的な編制を行う。
- ③テニユアトラック制の導入も含め、望ましい人事制度の実現に向けた検討を行い、実施に移す。
- ④学長裁量枠など、学内資源の戦略的・効果的な配分の在り方を検証し、必要な見直しを行う。
- ⑤男女共同参画を推進する組織体制を整備するとともに、具体的な取組方針、計画等を策定し実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①定期的に業務、事務の処理方法、職員の配置及び事務組織の検証を行い、効率的な大学運営を促進する。
- ②定期的に全学の情報システムを検証し、統廃合を行うなど、効率的な運用を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

各種競争的資金や産学官連携による外部資金及び寄附金等の獲得のため、全学的な取り組みを強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

業務方法の見直しや省エネルギー策を推進することなどにより、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①資金の使用状況を的確に把握し、計画的かつ適切な資金運用を行う。
- ②施設マネジメントの基本方針を見直し、それに基づき施設を有効活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①多角的な評価基準に基づき、組織評価・個人評価を実施する。
- ②評価結果を適切に資源配分・業績評価等に反映させるとともに、組織的な改善勧告を実施することにより、業務改善の取り組みを促進する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育・研究・社会貢献活動、大学運営に関する情報をWeb等を活用して積極的に学内外へ情報発信する。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①キャンパスマスタープランを定期的に検証するとともに、見直しを行い、当該プランに基づき計画的に施設設備の整備を促進する。
- ②施設の利用実態を常に把握し、有効活用する。
- ③役員会を中心に重点分野への戦略的なスペース配分を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①キャンパスマスタープランに基づき、安全なキャンパス環境の計画的整備を促進する。
- ②労働安全に関する法令に基づく点検・報告等を確実に実施するとともに、学生、教職員を対象とする各種講習会を計画的に実施する。
- ③「毒物及び劇物取締法」等に基づき、化学薬品を適切に保管管理するとともに、不用となった化学薬品を適正に処分する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①役員会、内部監査室、監事及び会計監査人相互の連携を密にし、法令遵守体制を常に確保する。
- ②学内規程に基づき、教職員に対し、法令遵守に関する継続的周知徹底を行い、更なる意識向上を図る。
- ③「電気通信大学における研究費の不正防止等のマニュアル」の不正防止計画等に基づき、研究費の適正な管理を行う。

4 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置

本学のネットワーク及びそれに接続されたコンピュータなどの情報システム並びにネットワーク上の情報を保護・管理するため、情報セキュリティに関する基盤整備を進めるとともに、学生及び職員に対する情報セキュリティ教育の体制を整備する。

VI 予算（人件費の見積もり含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
1 4 億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 1 7 4	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (1 7 4)

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- （1）教員組織の一元化
学科や専攻等の教育研究組織にとらわれない、一元的な教員組織体制の下で、教育プログラムや研究カテゴリーを考慮した最適な教員配置を行う。
- （2）全学裁量ポストの有効活用
全学裁量ポストを有効活用し、戦略的な人材配置を行う。
- （3）若手教員の活用
任期制、テニユアトラック制等、キャリアパスを整備し、若手教員の活躍を促進する。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み

中期目標期間中の人件費総額見込み 33, 314 百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担の計画はない。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ①「UEC エコキャンパスプロジェクト<政府方針を踏まえた CO2 削減のための方策> (仮称)」の一部
 - ②「総合コミュニケーション科学研究棟 (仮称)」新築工事及び関連設備の整備事業の一部
 - ③講義棟 (B 棟) 耐震改修工事関連設備の整備事業の一部
 - ④その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	31,221
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	174
自己収入	18,554
授業料及び入学金検定料収入	18,229
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	325
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,940
長期借入金収入	0
計	55,889
支出	
業務費	49,775
教育研究経費	49,775
診療経費	0
施設整備費	174
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,940
長期借入金償還金	0
計	55,889

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 33,314 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人電気通信大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F (y) = \{F (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \pm T (y) \\ \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C (y) = I (y)$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0 とし試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	55,809
經常費用	55,809
業務費	50,217
教育研究経費	9,457
診療経費	0
受託研究費等	5,035
役員人件費	482
教員人件費	25,039
職員人件費	10,204
一般管理費	2,597
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,995
臨時損失	0
収入の部	55,809
經常収益	55,809
運営費交付金収益	30,757
授業料収益	13,133
入学金収益	2,556
検定料収益	591
附属病院収益	0
受託研究等収益	5,035
寄附金収益	816
財務収益	3
雑益	322
資産見返負債戻入	2,596
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	57,576
業務活動による支出	50,405
投資活動による支出	5,484
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,687
資金収入	57,576
業務活動による収入	55,715
運営費交付金による収入	31,221
授業料及び入学金検定料による収入	18,229
附属病院収入	0
受託研究等収入	5,035
寄附金収入	898
その他の収入	332
投資活動による収入	174
施設費による収入	174
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,687

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

学部等の記載

別表（収容定員）

平成 22 年度	情報理工学部	790人	
	電気通信学部	2,690人	
平成 23 年度	情報理工学研究科	369人	
			〔うち修士課程 340人〕
			〔博士課程 29人〕
	電気通信学研究科	246人	
			〔うち修士課程 188人〕
			〔博士課程 58人〕
平成 24 年度	情報理工学研究科	342人	
			〔うち修士課程 236人〕
			〔博士課程 106人〕
	情報理工学部	1,580人	
	電気通信学部	1,820人	
	平成 23 年度	情報理工学研究科	738人
			〔うち修士課程 680人〕
			〔博士課程 58人〕
電気通信学研究科		29人	
			うち博士課程 29人
情報システム学研究科		334人	
		〔うち修士課程 236人〕	
		〔博士課程 98人〕	
平成 24 年度	情報理工学部	2,403人	
	電気通信学部	910人	
	情報理工学研究科	767人	
			〔うち修士課程 680人〕
		〔博士課程 87人〕	
情報システム学研究科	326人		
		〔うち修士課程 236人〕	
		〔博士課程 90人〕	

平成 25 年度	情報理工学部	3, 2 2 6人	
	情報理工学研究科	7 6 7人	〔うち修士課程 6 8 0人 博士課程 8 7人〕
	情報システム学研究科	3 2 6人	
			〔うち修士課程 2 3 6人 博士課程 9 0人〕
平成 26 年度	情報理工学部	3, 2 2 6人	
	情報理工学研究科	7 6 7人	〔うち修士課程 6 8 0人 博士課程 8 7人〕
	情報システム学研究科	3 2 6人	
			〔うち修士課程 2 3 6人 博士課程 9 0人〕
平成 27 年度	情報理工学部	3, 2 2 6人	
	情報理工学研究科	7 6 7人	〔うち修士課程 6 8 0人 博士課程 8 7人〕
	情報システム学研究科	3 2 6人	
			〔うち修士課程 2 3 6人 博士課程 9 0人〕